

株 主 各 位

神戸市中央区江戸町98番地1

株式会社 ニチリン

代表取締役社長 清水良雄

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月25日（水曜日）当社営業時間終了時（午後4時55分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月26日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 神戸市中央区江戸町91番地1
神戸銀行倶楽部 2階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第131期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第131期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の業績連動報酬改定の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichirin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 第131期 平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年1月1日～平成26年12月31日）における世界経済は、米国においては、年初に寒波による一時的な落ち込みはあったものの、雇用環境の改善や個人消費、住宅販売、設備投資の増加等、好循環が生まれており、景気は好調に推移しました。一方で、量的緩和終了後の金融政策や原油価格の急落が、米国経済や世界経済に与える影響に注目が集まっております。欧州においては、ウクライナ情勢やイスラム国の脅威等地政学的リスクを背景に個人消費や企業の設備投資が伸び悩んでおり、緩やかなペースで回復してきた景気に再び陰りが出始めております。中国では過剰投資・過剰債務の是正に向けたシャドーバンキングへの規制等により、経済成長率は鈍化傾向にあります。政府による小刻みな財政刺激策が景気を下支えしております。アセアン地域においては、政治の混乱が長期化したタイで景気は減速しましたが、その他諸国では中国、欧州経済の減速の影響を受けながらも、景気は概ね好調に推移しております。

一方、日本経済は、1月から3月において個人消費は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要もあって増加しましたが、4月以降は、その反動により弱含むこととなりました。当初想定されていた夏場以降の消費回復のシナリオには遅れが出ており、また円安に伴い期待された輸出も低調で、円安による物価への影響等、負の側面も顕在化しつつあります。このため、消費税率10%への再増税は、平成29年4月へ延期されることとなりました。

当社グループの主要事業分野である日本自動車業界に関する状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度における国内自動車各社は、1月から3月において消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり生産・販売は好調に推移しましたが、4月以降は、反動により減少しました。なお、引き続き日本国内の生産は燃費の良い軽自動車・小型車を中心に行われております。一部自動車メーカーによる円安に伴う国内への生産回帰の報道もありますが、当連結会計年度においては具体的な動きには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度における国内四輪車販売台数は、前年比3.5%増の556万台、四輪車輸出台数は、前年比4.5%減の446万台、国内四輪車生産台数は、前年比1.5%増の977万台となりました。一方、国内乗用車メーカー8社の海外生産台数は、タイでの落ち込みはありましたが、北米市場における買い替え需要の継続や、中国市場が好調なことにより、前年比4.7%増の1,699万台となりました。

このような環境のなか、当連結会計年度の売上高は、為替の円安基調やニチリン（タイランド）の子会社化等により、47,618百万円（前連結会計年度44,522百万円）、営業利益は4,505百万円（前連結会計年度3,519百万円）、経常利益は5,014百万円（前連結会計年度3,996百万円）となりました。当期純利益は、厚生年金基金解散損失467百万円（当社が加入している兵庫ゴム工業厚生年金基金の解散に伴う当社負担額）の計上もあり、2,609百万円（前連結会計年度2,130百万円）となりました。

地域別の業績は、次のとおりであります。

① 日本

国内四輪車市場は、1月から3月において消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり生産、販売は好調に推移しましたが、4月以降の生産・販売については反動による減少が続いております。一方、海外顧客向け売上高につきましては、堅調に推移しております。売上高は28,596百万円（前連結会計年度28,323百万円）、営業利益は1,099百万円（前連結会計年度1,111百万円）となりました。

② 北米

自動車市場は、年初に寒波による一時的な生産・販売の減少がありましたが、その後は堅調に推移しており、売上高は11,852百万円（前連結会計年度11,349百万円）、営業利益は473百万円（前連結会計年度547百万円）となりました。

③ 中国

自動車市場は前年第4四半期以降回復に転じ、生産・販売ともに好調が続いており、売上高は9,190百万円（前連結会計年度8,615百万円）、営業利益は932百万円（前連結会計年度715百万円）となりました。

④ アジア

タイにおいて政治的混乱による二輪車・四輪車市場の不振が続いておりましたが、第4四半期にてようやく復調してきております。また、その他地域では好調に推移していることや、前年6月のニチリン（タイランド）の子会社化により、売上高は10,267百万円（前連結会計年度8,153百万円）、営業利益は2,125百万円（前連結会計年度1,562百万円）となりました。

#### ⑤ 欧州

欧州メーカーからの受注増加により、売上高は2,310百万円（前連結会計年度1,557百万円）、営業利益は95百万円（前連結会計年度は営業損失33百万円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1,833百万円となりました。そのうち、主な設備投資として、ニチリン ベトナム カンパニー リミテッドにおいて工場増設 294百万円(建物)及び自動車用ホース設備他 85百万円(建設仮勘定)、ピーティール ニチリン インドネシアにて工場新設 64百万円(建物)及び金具加工設備 189百万円(建設仮勘定)がありました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、創立100周年を新たなスタートと位置づけ、2015年を初年度とする新中期経営計画（NICHIRIN Growth Strategy2020：NGS2020）に取り組んでまいります。

「NGS2020（2015年～2017年～2020年）」では、オリンピックイヤーである2020年をひとつのゴールと設定し、ビジョン（めざす姿）を明確にし、「2020年連結経営指針」を示しております。

新中期経営計画期間においては、自動車・住設分野における技術・機能、また、顧客に求められるものが大きく変化するなど、当社グループの製品群にも大きな転換がおとずれ、また、既存事業分野の成長ペースも弱まるなど、事業環境は大きく変化するものと思われまます。

このような環境変化を俊敏にとらえ、成り行きの成長ではなく、「失敗を恐れず、高い目標に挑戦する」こと、また、「規模よりもむしろ質重視の経営」を進めることにより、目まぐるしく変化する時代のニーズを的確にとらえ、持続的に「新たな価値」を創造し、提供し続ける企業集団をめざしてまいります。

「NGS2020」に示された「6つの全体戦略」をブレークダウンした「重点施策」を着実に遂行することで、「事業（Structure）」、「しくみ（System）」、「人（Skill）」の変革と「企業価値（Business Value）の向上」に取り組み、更なる進化と新たな成長を確実なものとするべく、計画の達成に邁進してまいります。

・ビジョン（「NGS2020」のめざす姿）

目まぐるしく変化する時代のニーズを的確にとらえ、持続的に「新たな価値」を創造し、提供し続ける企業集団

2020年連結経営指針

|        |              |
|--------|--------------|
| 売上高    | 30%増（2013年比） |
| 営業利益率  | 安定して8%以上を確保  |
| 当期純利益率 | 安定して5%以上を確保  |
| 自己資本比率 | 50%以上        |

・6つの全体戦略と重点施策

| 改革領域                        | 全体戦略                                    | 重点施策                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業<br>Structure             | 1. 成長分野の強化・<br>拡大                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場拡大への適切な対応</li> <li>・既存商品の適用範囲の拡大</li> <li>・既存商品と周辺部品のモジュール化</li> <li>・重点拡販商品への注力</li> </ul>                                                                                      |
|                             | 2. 新たな事業の創造                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門チームの設置による用途開発と確実な種まき</li> <li>・注力商品分野の拡大（安全装置分野、環境代替エネルギー分野等）</li> </ul>                                                                                                         |
|                             | 3. 収益構造の改革・<br>利益体質の強化                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択と集中による経営資源の最適活用</li> <li>・工場・事務間接部門の効率化</li> <li>・技術開発のスピードアップ</li> <li>・モノ造り改革</li> <li>・購買・生産管理面での改革</li> <li>・「きわだち品質」活動継続による顧客満足度向上</li> <li>・戦略的活動による構造改革</li> </ul>        |
| しくみ<br>System               | 4. グローバルな経営<br>管理改革                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルな経営管理の仕組み構築</li> <li>・連結業績管理の強化、各子会社の原価管理制度向上</li> <li>・連結資金管理の強化</li> <li>・投資の効率性、財務の健全性、株主還元留意した財務戦略</li> </ul>                                                             |
| 人<br>Skill                  | 5. グローバル人材の<br>確保と育成                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループでの賃金・人事制度、育成制度、能力基準の統合</li> <li>・グループ各社での現地人役員・管理職の登用</li> <li>・女性の登用</li> </ul>                                                                                               |
| 企業価値向上<br>Business<br>Value | 6. 信頼される企業活動・<br>社会への貢献により、<br>企業価値を高める | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR「企業の社会的責任」、ESG「環境（Environment）・社会（Society）・企業統治（Governance）」、BCP「事業継続計画」への取り組み強化</li> <li>・グループ各社のガバナンスと内部統制の強化</li> <li>・女性管理職比率向上に向けた制度準備</li> <li>・財務面での目標設定と株主還元</li> </ul> |

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                   | 平成23年度<br>第128期 | 平成24年度<br>第129期 | 平成25年度<br>第130期 | 平成26年度<br>第131期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                           | 33,463          | 37,652          | 44,522          | 47,618                       |
| 経 常 利 益 (百万円)                         | 577             | 1,536           | 3,996           | 5,014                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (百万円)             | △10             | 729             | 2,130           | 2,609                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | △1.13           | 81.17           | 210.81          | 236.31                       |
| 総 資 産 (百万円)                           | 29,741          | 31,026          | 39,461          | 43,235                       |
| 純 資 産 (百万円)                           | 10,085          | 12,085          | 19,051          | 22,662                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 1,013.60        | 1,211.65        | 1,441.87        | 1,713.55                     |

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第130期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 名 称                                  | 主要な事業内容                     | 資本金                        | 議決権比率<br>(注)        |
|--------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 日輪機工(株)                              | 自動車用ホース部<br>品品の製造・販売        | 84,380 千円                  | 99.2 %              |
| 青山工業(株)                              | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 54,000 千円                  | 89.7 %              |
| ニチリン・サービス(株)                         | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 10,000 千円                  | 100.0 %             |
| ニチリン テネシー インク                        | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 8,000 千米ドル                 | 100.0 %<br>(30.6 )  |
| ニチリンフレックス<br>ユー・エス・エー インク            | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 7,000 千米ドル                 | 100.0 %             |
| ニチリン カブラ テック<br>メキシコ エス・エー           | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 6,041 千メキシコペソ              | 100.0 %<br>(100.0 ) |
| ニチリン ユー・ケー・<br>リミテッド                 | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 3,500 千英ポンド                | 100.0 %             |
| 上海日輪汽車配件有限公司                         | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 37,879 千中国元                | 72.0 %              |
| 日輪橡塑工業(上海)有限公司                       | ゴム・樹脂ホース等<br>配管部品の製造・販<br>売 | 25,172 千中国元                | 100.0 %             |
| ニチリン ベトナム<br>カンパニー リミテッド             | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 10,923 千米ドル                | 100.0 %<br>(13.3 )  |
| ニチリン オートパーツ<br>インディア プライベート<br>リミテッド | 自動車用ホース類<br>の販売             | 45,000 千インドルピー             | 100.0 %<br>(0.5 )   |
| ピーティール ニチリン<br>インドネシア                | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 55,579 百万インドネシ<br>ア<br>ルピア | 51.0 %              |
| ニチリン (タイランド)                         | 自動車用ホース類<br>の製造・販売          | 33,000 千タイバーツ              | 40.0 %              |

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
2. ニチリン インクは、平成26年6月30日をもって、清算手続きが終了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。  
3. ニチリン(タイランド)は、当社の持分が100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。



(7) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社グループは、自動車用ホース類の製造・販売を主要な事業としております。また、その他には、住宅関連のホース類等の製造・販売を行っております。

| 品 目     | 主 要 製 品             |
|---------|---------------------|
| 自動車用ホース | 操舵用・制動用・空調用等の各種ホース類 |
| そ の 他   | 水道用ホース他             |

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年12月31日現在）

①当社

| 名 称             | 所 在 地    |
|-----------------|----------|
| 本 社             | 兵庫県 神戸市  |
| 姫 路 工 場         | 兵庫県 姫路市  |
| 神 戸 営 業 部       | 兵庫県 神戸市  |
| 東 京 支 社         | 東京都 港区   |
| 浜 松 営 業 所       | 静岡県 浜松市  |
| 厚 木 配 送 セ ン タ ー | 神奈川県 愛甲郡 |

(注) 本社所在地は上記のとおりであります。実際の本社業務は姫路工場で行っております。

②子会社

| 名 称                                | 所 在 地                |
|------------------------------------|----------------------|
| 日輪機工(株)                            | 兵庫県                  |
| 青山工業(株)                            | 三重県                  |
| ニチリン・サービス(株)                       | 兵庫県                  |
| ニチリン テネシー インク                      | 米国 テネシー州             |
| ニチリンフレックス ユー・エス・エー インク             | 米国 テキサス州             |
| ニチリン カブラ テック メキシコ エス・エー            | メキシコ チワワ州            |
| ニチリン ユー・ケー・リミテッド                   | 英国 グレイターマンチ<br>ェスター州 |
| 上海日輪汽車配件有限公司                       | 中国 上海市               |
| 日輪橡塑工業（上海）有限公司                     | 中国 上海市               |
| ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド              | ベトナム バクザン省           |
| ニチリン オートパーツ インディア プライ<br>ベート リミテッド | インド ハリヤナ州            |
| ピーティール、ニチリン インドネシア                 | インドネシア 西ジャワ州         |
| ニチリン（タイランド）                        | タイ パトンタニ県            |

(9) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

|         |             |
|---------|-------------|
| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
| 1,633名  | 61名増        |

(注) 使用人数は就業人員数であります。

②当社の使用人の状況

|         |                 |        |        |
|---------|-----------------|--------|--------|
| 使 用 人 数 | 前事業年度末<br>比 増 減 | 平均年令   | 平均勤続年数 |
| 360名    | 7名減             | 42才7カ月 | 19年7カ月 |

(注) 使用人数は出向者46名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成26年12月31日現在）

|               |            |
|---------------|------------|
| 借 入 先         | 借入金残高（百万円） |
| 株式会社みずほ銀行     | 1,849      |
| 株式会社三井住友銀行    | 532        |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 387        |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 374        |

## 2. 株式に関する事項（平成26年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株  
 (注) 平成26年10月1日付にて実施した株式分割（1株を1.1株に分割）に伴い、発行可能株式総数は3,200,000株増加しております。
- (2) 発行済株式の総数 11,055,000株（自己株式14,639株を含む）  
 (注) 株式分割（1株を1.1株に分割）の実施により、発行済株式の総数は1,005,000株増加しております。
- (3) 株主数 4,440名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                                            | 持 株 数<br>(千株) | 持 株 比 率<br>(%) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 太 陽 鋳 工 株 式 会 社                                                                                                  | 2,475         | 22.4           |
| 双 日 株 式 会 社                                                                                                      | 880           | 8.0            |
| 東京センチュリーリース株式会社                                                                                                  | 365           | 3.3            |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                  | 290           | 2.6            |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                                                | 287           | 2.6            |
| 日 本 精 化 株 式 会 社                                                                                                  | 220           | 2.0            |
| ニチリン従業員持株会                                                                                                       | 169           | 1.5            |
| み ず ほ 証 券 株 式 会 社                                                                                                | 158           | 1.4            |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION<br>LIMITED CLIENTS A/C 513 SINGAPORE CLIENTS<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 154           | 1.4            |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                                                                        | 153           | 1.4            |

(注) 持株比率は、自己株式（14,639株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

| 氏名   | 地位及び担当                                          | 重要な兼職の状況                           |
|------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 清水良雄 | 代表取締役社長<br>経営企画部担当兼グローバル戦略室担当                   |                                    |
| 前田龍一 | 代表取締役 常務執行役員<br>生産本部長兼品質保証部担当兼情報システム部担当兼北南米地域総括 |                                    |
| 松田眞幸 | 取締役 常務執行役員<br>営業本部長兼欧州地域総括                      |                                    |
| 橋本進  | 取締役 常務執行役員<br>技術本部長兼購買本部長                       |                                    |
| 小池聡  | 取締役<br>経理部担当兼原価管理室担当兼内部統制推進室担当                  |                                    |
| 鈴木一誠 | 取締役                                             | 太陽鋳工株式会社 代表取締役社長<br>日本精化株式会社 社外取締役 |
| 黒田茂雄 | 監査役（常勤）                                         |                                    |
| 梶原正  | 監査役                                             | 東邦金属株式会社 常務取締役                     |
| 後藤伸一 | 監査役                                             | はりま法律事務所所属 弁護士                     |
| 小野浩昭 | 監査役                                             | 太陽鋳工株式会社 代表取締役常務                   |

- (注) 1. 取締役 鈴木一誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 後藤伸一氏および小野浩昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 後藤伸一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に対応するため、業務執行に係る責任と役割を明確にして、意思決定、業務執行の迅速化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員の構成（取締役を兼務する執行役員は除く）は次のとおりです。

(平成26年12月31日現在)

| 氏名   | 地位     | 重要な兼職の状況                                       |
|------|--------|------------------------------------------------|
| 橋本成明 | 常務執行役員 | ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド<br>代表取締役会長兼アセアン地域総括      |
| 前田民世 | 上席執行役員 | 営業副本部長                                         |
| 森川良一 | 上席執行役員 | 総務部長<br>ニチリン・サービス㈱代表取締役社長<br>日輪橡塑工業(上海)有限公司董事長 |
| 谷口利員 | 上席執行役員 | 海外営業部長                                         |
| 前田高男 | 執行役員   | 生産副本部長                                         |
| 高谷元博 | 執行役員   | 技術副本部長                                         |
| 竹島淳司 | 執行役員   | ニチリン テネシー インク 取締役社長                            |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分  | 支給人数 | 報酬等の額   |
|-----|------|---------|
|     | 名    | 千円      |
| 取締役 | 6    | 175,510 |
| 監査役 | 4    | 20,140  |
| 計   | 10   | 195,650 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第123期定時株主総会において固定枠報酬「月額15,000千円以内」(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と業績連動報酬の合計額と定めております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成10年3月27日開催の第114期定時株主総会において月額4,000千円以内と定めております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として小木曾正也氏を選任しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 役職氏名     | 他の法人等の重要な兼職の状況   |
|----------|------------------|
| 取締役 鈴木一誠 | 太陽鋳工株式会社 代表取締役社長 |
| 監査役 後藤伸一 | はりま法律事務所 弁護士     |
| 監査役 小野浩昭 | 太陽鋳工株式会社 代表取締役常務 |

- 1) 太陽鋳工株式会社は、当社のその他の関係会社（持株比率22.4%）であり、筆頭株主であります。
- 2) 当社は、はりま法律事務所と顧問契約を締結しております。

##### ②他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

| 社外役員の氏名     | 他の法人等の社外役員等との兼任状況 |                          |
|-------------|-------------------|--------------------------|
| 取締役<br>鈴木一誠 | 日本精化株式会社 社外取締役    | 当社は日本精化株式会社と特別の関係はありません。 |

##### ③社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                        |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木一誠 | 当事業年度に10回開催された取締役会に全て出席しており、議案審議等において必要に応じて適宜発言を行っております。                      |
| 監査役 | 後藤伸一 | 当事業年度に10回開催された取締役会に全て出席し、また10回開催された監査役会に全て出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。     |
| 監査役 | 小野浩昭 | 当事業年度に10回開催された取締役会に全て出席し、また10回開催された監査役会に9回出席し、他の会社の役員としての経験を活かし、適宜発言を行っております。 |

##### ④社外役員の報酬等の総額

|              | 支給人数 | 報酬等の額        |
|--------------|------|--------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 3名   | 千円<br>11,560 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 34,000千円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,840千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際業務に関する指導についての対価を支払っております。
3. 当社の連結子会社13社のうち、国内連結子会社3社を除く在外連結子会社10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務義務違反など会社法第340条第1項各号に該当する場合や会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、取締役会は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守・企業倫理の基本姿勢を明確にし、企業としての社会的信頼に応えるため「ニチリングループ企業行動憲章」および全役職員が法令および定款を遵守した行動を実践するための「ニチリン行動規範」を定め、これを周知し徹底することで、コンプライアンス体制の整備・向上を図る。

取締役の職務の執行に関しては、取締役会は取締役会規則に基づく適正な運営により、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役相互の意志疎通を図り、法令および定款への適合を確保する。また、取締役会の運営および取締役の職務執行に関する社外取締役および監査役からの意見には適切に対応し、その有効性確保を図る。

使用人の職務の執行に関しては「コンプライアンス委員会」により、法令および定款の遵守について継続的な実効性のある啓蒙・教育活動を行うとともに、法令等の違反または違反の恐れのある行為について社内のほか、当社から独立した外部の通報窓口を設け、これを周知し徹底することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。また、内部監査室は、業務の監査を通じて法令等への遵守状況を監視する。

なお、全役職員は「ニチリングループ企業行動憲章」ならびに「ニチリン行動規範」に従い、法令および定款を遵守するとともに、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係を遮断し不当な要求等には毅然とした態度でこれを排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係る情報について「文書管理規定」に基づき、定められた期間につき適切かつ確実に保管し、その閲覧を可能な状態に維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営目標を大きく妨げると予測される全社的なリスクの管理については「経営会議」において行う。品質・環境・安全等のリスク管理については、各委員会により専門的な立場からモニタリングを含め遂行する。

また、各部門は、所轄業務に関する規定類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組む。

更に、犯罪・事故・自然災害などの緊急事態が発生した場合の対処方法、緊急事態後の修復方法は「危機管理マニュアル」に定め、損害の最小化に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、法令で定められた事項および経営の基本方針など経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役会は「中期経営計画」「短期経営計画」の策定により、全役職員が共有する全社的な目標を設定する。

更に、当社は、執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行権限を与えることにより、取締役が経営の重要な意思決定および業務執行状況の監視、監督に注力することで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。

取締役および執行役員をもって構成される「経営会議」において、取締役会から委譲された事項、社内規定の制定・改定に関する事項を決議するとともに、経営方針の具体化や事業環境の分析、ならびに各部門の重要情報の共有化を図り、的確かつ迅速な意思決定に資する。

各部門は、経営会議で定められた「組織・分掌・権限マニュアル」に則り、実施すべき具体的な施策を決定、実行することで、業務の効率化を図る。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グローバルな視点に立った経営を推進するとともに、公正・透明な経営を行うことにより、株主・取引先から高く評価され、社会からも信頼される企業グループを目指すことを基本方針とする。



この方針に従って、当社および子会社は、法令遵守体制・リスク管理体制を整備する。

なお、トップ マネジメント カンファレンス（TMC）を設け、当社グループ全体での経営戦略および経営課題の共有を図る。

また、各子会社に対しては、当社の役員を派遣、または、地域総括役員として任命し、当社からの派遣取締役相互による子会社経営管理の充実を図る。なお、子会社の取締役会については、合弁会社を除き、少なくとも3ヶ月に1回の開催を求める。

グループ経営管理上の基本事項に関しては「グループ子会社管理マニュアル」により、グループの内部統制強化を図る。

更に、当社グループとして「財務報告に係る内部統制」体制を整備し、その適切な運用・管理を図る。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役がこれを置くことを求めた場合には、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

なお、内部監査室は、監査役との連携を密にする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、法令で定められた事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について監査役に報告する。

また、コンプライアンスに関する通報窓口として監査役への通報も可能とする。

なお、監査役が重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するために、重要な会議への出席および稟議書その他の業務執行に関する重要な文書の閲覧を確保する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査役会の監査計画を十分に認識し、監査役による各部門および各子会社への監査、その他ヒアリングなどの監査活動に協力する。また、代表取締役は監査役と定期的に意見交換を実施する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、グローバル化した自動車業界の多様なニーズや市場変化に対応するための商品開発、技術開発および生産体制の強化や、海外拠点の拡大・再編などを図るために有効投資してまいりたいと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>26,251,694</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>12,245,897</b> |
| 現金及び預金             | 8,803,673         | 支払手形及び買掛金            | 4,805,327         |
| 受取手形及び売掛金          | 8,267,158         | 電子記録債務               | 3,422,800         |
| 電子記録債権             | 643,492           | 短期借入金                | 100,000           |
| 商品及び製品             | 2,008,754         | 1年内返済予定の長期借入金        | 1,268,880         |
| 仕掛品                | 2,615,003         | 未払法人税等               | 707,990           |
| 原材料及び貯蔵品           | 2,053,565         | 賞与引当金                | 87,038            |
| 繰延税金資産             | 447,631           | 繰延税金負債               | 2,079             |
| デリバティブ債権           | 45                | デリバティブ債務             | 3,662             |
| その他                | 1,476,016         | その他                  | 1,848,116         |
| 貸倒引当金              | △63,647           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>8,327,404</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>16,984,115</b> | 長期借入金                | 2,327,578         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>12,472,611</b> | 再評価に係る繰延税金負債         | 959,448           |
| 建物及び構築物            | 3,553,256         | 繰延税金負債               | 93,909            |
| 機械装置及び運搬具          | 4,308,252         | 退職給付に係る負債            | 4,478,286         |
| 土地                 | 3,672,694         | 役員退職慰労引当金            | 192,880           |
| 建設仮勘定              | 501,411           | その他                  | 275,300           |
| その他                | 436,996           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>20,573,301</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>210,418</b>    | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,301,085</b>  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>14,725,912</b> |
| 投資有価証券             | 3,329,347         | 資本金                  | 2,158,000         |
| 繰延税金資産             | 367,544           | 資本剰余金                | 2,083,251         |
| その他                | 606,433           | 利益剰余金                | 10,493,288        |
| 貸倒引当金              | △2,240            | 自己株式                 | △8,627            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>43,235,809</b> | その他の包括利益累計額          | <b>4,192,319</b>  |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金         | 1,163,908         |
|                    |                   | 土地再評価差額金             | 1,735,632         |
|                    |                   | 為替換算調整勘定             | 1,527,018         |
|                    |                   | 退職給付に係る調整累計額         | △234,239          |
|                    |                   | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>3,744,275</b>  |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>22,662,507</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>43,235,809</b> |

# 連結損益計算書

（自 平成26年1月1日  
至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

| 科 目                       | 金 額       |            |
|---------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                     |           | 47,618,842 |
| 売 上 原 価                   |           | 37,472,722 |
| 売 上 総 利 益                 |           | 10,146,120 |
| 販売費及び一般管理費                |           | 5,640,652  |
| 営 業 利 益                   |           | 4,505,468  |
| 営 業 外 収 益                 |           |            |
| 受 取 利 息                   | 87,819    |            |
| 受 取 配 当 金                 | 50,739    |            |
| 為 替 差 益                   | 358,411   |            |
| そ の 他                     | 138,782   | 635,752    |
| 営 業 外 費 用                 |           |            |
| 支 払 利 息                   | 61,880    |            |
| 持分法による投資損失                | 14,410    |            |
| そ の 他                     | 50,289    | 126,581    |
| 経 常 利 益                   |           | 5,014,639  |
| 特 別 利 益                   |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 65,756    |            |
| 投資有価証券売却益                 | 32        |            |
| 在外子会社清算に伴う為替換<br>算調整勘定取崩益 | 174,057   | 239,846    |
| 特 別 損 失                   |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 損             | 2,268     |            |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 89,057    |            |
| 投資有価証券売却損                 | 84,317    |            |
| 持 分 変 動 損 失               | 64,433    |            |
| 厚生年金基金解散損失                | 467,580   | 707,657    |
| 税金等調整前当期純利益               |           | 4,546,828  |
| 法人税、住民税及び事業税              | 1,410,107 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額             | △267,966  | 1,142,141  |
| 少数株主損益調整前当期純利益            |           | 3,404,687  |
| 少 数 株 主 利 益               |           | 795,352    |
| 当 期 純 利 益                 |           | 2,609,334  |

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 平成26年1月1日 ）  
（ 至 平成26年12月31日 ）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本   |           |            |         |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成26年1月1日残高               | 2,158,000 | 2,083,251 | 8,316,724  | △6,536  | 12,551,438  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |         |             |
| 剰余金の配当                    |           |           | △200,759   |         | △200,759    |
| 当期純利益                     |           |           | 2,609,334  |         | 2,609,334   |
| 自己株式の取得                   |           |           |            | △2,090  | △2,090      |
| 持分法の適用範囲の変動               |           |           | △232,011   |         | △232,011    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －         | －         | 2,176,564  | △2,090  | 2,174,473   |
| 平成26年12月31日残高             | 2,158,000 | 2,083,251 | 10,493,288 | △8,627  | 14,725,912  |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               |               |                     |                       | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合  |
|---------------------------|-----------------------|---------------|---------------|---------------------|-----------------------|-------------|------------|
|                           | そ の 他 有 価 値 差 額       | 土 地 再 評 価 差 額 | 為 替 換 算 調 整 額 | 退 職 給 付 積 立 金 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |            |
| 平成26年1月1日残高               | 1,305,948             | 1,735,632     | 327,841       | －                   | 3,369,422             | 3,130,472   | 19,051,333 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |               |               |                     |                       |             |            |
| 剰余金の配当                    |                       |               |               |                     |                       |             | △200,759   |
| 当期純利益                     |                       |               |               |                     |                       |             | 2,609,334  |
| 自己株式の取得                   |                       |               |               |                     |                       |             | △2,090     |
| 持分法の適用範囲の変動               |                       |               |               |                     |                       |             | △232,011   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △142,040              | －             | 1,199,177     | △234,239            | 822,897               | 613,803     | 1,436,700  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △142,040              | －             | 1,199,177     | △234,239            | 822,897               | 613,803     | 3,611,174  |
| 平成26年12月31日残高             | 1,163,908             | 1,735,632     | 1,527,018     | △234,239            | 4,192,319             | 3,744,275   | 22,662,507 |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

当該子会社は、日輪機工(株)、青山工業(株)、ニチリン・サービス(株)、ニチリン テネシー インク (米国)、ニチリンフレックス ユー・エス・ユー インク (米国)、ニチリン カプラ テック メキシコ エス・エー (メキシコ)、上海日輪汽車配件有限公司 (中華人民共和国)、日輪橡塑工業 (上海) 有限公司 (中華人民共和国)、ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド (ベトナム)、ニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッド (インド)、ピーティール ニチリン インドネシア (インドネシア)、ニチリン (タイランド)、ニチリン ユー・ケー・リミテッド (英国) の13社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社等の名称

ハッチンソン ニチリン ブレーキ ホーシーズ (スペイン)

(2) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったニチリン インク (カナダ) は、清算手続きが終了 (平成26年6月30日) したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったサンチリン インダストリーズ (マレーシア) は、第三者割当増資および当社保有の同社株式の一部売却 (平成26年9月29日) により、当社の持分比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。これに伴い同社の子会社であるサンチリン インダストリー (タイランド)、その他2社についても持分法適用の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

従来、決算日が12月31日であった連結子会社ニチリン オートパーツ インディア プライベート リミテッド (インド) は、現地会社法の改正に伴い、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

この決算日変更による連結計算書類への影響はありません。

なお、その他の連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

## 5. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの----期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの----移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

当社および国内連結子会社---主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

在外連結子会社-----先入先出法による低価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 22年～38年

機械装置 8年～10年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、当社の執行役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(追加情報)

当社が加入する複数事業主制度の「兵庫ゴム工業厚生年金基金」は、平成26年6月18日開催の代議員会により、「特例解散申請」の決議を行い、平成26年6月27日に厚生労働省に対して「特例解散認可」を申請しました。その後、同基金から「特例解散認可」申請における当社負担額の通知を受けました。これにより、当連結会計年度において、厚生年金基金解散損失467,580千円（特別損失）を計上しており、前連結会計年度に計上した年金資産消失損453,684千円（特別損失）と合わせ、921,264千円を退職給付に係る負債として一括計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。



## 7. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務の額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が4,478,286千円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が234,239千円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は21.21円減少しております。

## 8. 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、当社における平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されています。なお、この税率変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、19,419,641千円であります。
2. 関連会社に対する投資は次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| 投資有価証券   | 524,684千円 |
| その他(出資金) | 39,774千円  |
3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 35,434千円 |
| 支払手形 | 1,949千円  |

4. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 建物及び構築物   | 1,009,066千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 936,395     |
| 土地        | 2,835,031   |
| 合計        | 4,780,494千円 |

担保付債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 長期借入金 | 2,656,072千円 |
|-------|-------------|

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当社の事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,958,598千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の平成26年12月31日における時価の合計額は1,652,761千円であり、再評価後の帳簿価額の合計を1,305,837千円下回っております。

## 6. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末の当座貸越契約および貸出コミットメント契約は以下のとおりであります。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出<br>コミットメントの総額 | 3,080,000千円 |
| 借入実行残高                    | 100,000     |
| 差引額                       | 2,980,000千円 |

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約(契約総額500,000千円)には財務制限条項がついており、貸借対照表(連結ベースおよび単体ベース)の純資産の部の金額が、平成25年12月決算期末日における貸借対照表(連結ベースおよび単体ベース)の純資産の部の金額の70%未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|-------------|
| 普通株式  | 11,055,000株 |

上記には自己株式 14,639株を含んでおります。

### 2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成26年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 80,303         | 8.0             | 平成25年12月31日 | 平成26年3月27日 |
| 平成26年8月8日<br>取締役会    | 普通株式  | 120,455        | 12.0            | 平成26年6月30日  | 平成26年9月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定しております。

- ① 配当金の総額 110,403千円
- ② 1株当たり配当額 10.0円
- ③ 基準日 平成26年12月31日
- ④ 効力発生日 平成27年3月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、債権有高を限度として、その一部を先物為替予約によりヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金は、主として運転資金および設備資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年5ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価        | 差 額    |
|---------------|----------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 8,803,673      | 8,803,673  | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 8,267,158      | 8,267,158  | —      |
| (3) 電子記録債権    | 643,492        | 643,492    | —      |
| (4) 投資有価証券    | 2,525,645      | 2,525,645  | —      |
| 資産計           | 20,239,969     | 20,239,969 | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 4,805,327      | 4,805,327  | —      |
| (2) 電子記録債務    | 3,422,800      | 3,422,800  | —      |
| (3) 短期借入金     | 100,000        | 100,000    | —      |
| (4) 長期借入金(※1) | 3,596,458      | 3,630,105  | 33,646 |
| 負債計           | 11,924,587     | 11,958,234 | 33,646 |
| デリバティブ取引(※2)  | (3,616)        | (3,616)    | —      |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、ならびに(3) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 279,017千円）および非上場の関連会社株式（連結貸借対照表計上額 524,684千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 1,713.55円

1株当たり当期純利益 236.31円

(注) 1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

# 貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,520,155</b> | <b>流動負債</b>    | <b>9,313,761</b>  |
| 現金及び預金          | 2,539,255         | 支払手形           | 430,668           |
| 受取手形            | 309,793           | 電子記録債権         | 3,422,800         |
| 電子記録債権          | 643,492           | 買掛金            | 2,284,307         |
| 売掛金             | 6,021,632         | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,176,156         |
| 商品及び製品          | 502,999           | 未払金            | 805,290           |
| 仕掛品             | 469,051           | 未払法人税等         | 454,459           |
| 原材料及び貯蔵品        | 335,373           | 未払事業所税         | 34,666            |
| 前払費用            | 68,914            | 未払費用           | 114,745           |
| 未収入金            | 1,476,579         | 預り金            | 126,639           |
| 短期貸付金           | 556,226           | 前受金            | 168,451           |
| 未収消費税等          | 425,414           | 賞与引当金          | 69,000            |
| 繰延税金資産          | 120,669           | 設備関係支払手形       | 810               |
| その他             | 57,752            | 設備関係電子記録債務     | 141,436           |
| 貸倒引当金           | △7,000            | 設備関係未払金        | 84,203            |
| <b>固定資産</b>     | <b>16,554,509</b> | デリバティブ債務       | 126               |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,438,378</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>7,339,050</b>  |
| 建物              | 1,643,348         | 長期借入金          | 2,320,116         |
| 構築物             | 78,851            | 再評価に係る繰延税金負債   | 959,448           |
| 機械及び装置          | 1,182,045         | 退職給付引当金        | 3,801,902         |
| 車両運搬具           | 5,359             | 役員退職慰労引当金      | 158,280           |
| 工具、器具及び備品       | 103,749           | 長期未払金          | 99,302            |
| 土地              | 3,323,503         | <b>負債合計</b>    | <b>16,652,811</b> |
| 建設仮勘定           | 101,520           | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>76,300</b>     | <b>株主資本</b>    | <b>10,522,312</b> |
| ソフトウェア          | 71,818            | 資本金            | 2,158,000         |
| 電話加入権           | 4,481             | 資本剰余金          | 2,083,251         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,039,829</b> | 資本準備金          | 2,083,251         |
| 投資有価証券          | 2,804,663         | 利益剰余金          | 6,289,689         |
| 関係会社株式          | 3,866,086         | 利益準備金          | 89,928            |
| 出資金             | 1,789             | その他利益剰余金       | 6,199,760         |
| 関係会社出資金         | 2,039,704         | 製品保証準備金        | 200,000           |
| 従業員貸付金          | 2,213             | 別途積立金          | 4,127,000         |
| 関係会社長期貸付金       | 216,954           | 繰越利益剰余金        | 1,872,760         |
| 差入保証金           | 69,712            | <b>自己株式</b>    | <b>△8,627</b>     |
| 長期前払費用          | 8,367             | 評価・換算差額等       | 2,899,540         |
| 繰延税金資産          | 814,833           | その他有価証券評価差額金   | 1,163,908         |
| その他             | 237,504           | 土地再評価差額金       | 1,735,632         |
| 投資評価引当金         | △22,000           | <b>純資産合計</b>   | <b>13,421,852</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>30,074,664</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>30,074,664</b> |

# 損 益 計 算 書

（ 自 平成26年1月1日 ）  
（ 至 平成26年12月31日 ）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額      |            |
|-----------------------|----------|------------|
| 売 上 高                 |          | 28,576,964 |
| 売 上 原 価               |          | 23,897,554 |
| 売 上 総 利 益             |          | 4,679,409  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 3,588,235  |
| 営 業 利 益               |          | 1,091,174  |
| 営 業 外 収 益             |          |            |
| 受 取 利 息               | 5,205    |            |
| 受 取 配 当 金             | 899,289  |            |
| 為 替 差 益               | 361,197  |            |
| 受 取 賃 貸 料             | 17,463   |            |
| そ の 他                 | 41,891   | 1,325,049  |
| 営 業 外 費 用             |          |            |
| 支 払 利 息               | 51,248   |            |
| そ の 他                 | 13,225   | 64,473     |
| 経 常 利 益               |          | 2,351,749  |
| 特 別 利 益               |          |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 6        |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 49,020   |            |
| 関 係 会 社 清 算 益         | 133,853  | 182,880    |
| 特 別 損 失               |          |            |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 32       |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 49,112   |            |
| 厚生年金基金解散損失            | 467,580  | 516,725    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 2,017,903  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 612,150  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △312,739 | 299,410    |
| 当 期 純 利 益             |          | 1,718,492  |

# 株主資本等変動計算書

( 自 平成26年1月1日 )  
( 至 平成26年12月31日 )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |               |                 |               |            |           | 自己株式   | 株主資本計      |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|---------------|-----------------|---------------|------------|-----------|--------|------------|
|                         | 資 本 剰 余 金 |           |             | 利 益 剰 余 金     |                 |               |            | 利益剰余金計    |        |            |
|                         | 資 本 金     | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |            |           |        |            |
|                         |           |           |             | 製 品 保 証 準 備 金 | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |            |           |        |            |
| 平成26年1月1日残高             | 2,158,000 | 2,083,251 | 2,083,251   | 89,928        | 200,000         | 2,527,000     | 1,955,027  | 4,771,956 | △6,536 | 9,006,670  |
| 事業年度中の変動額               |           |           |             |               |                 |               |            |           |        |            |
| 別途積立金の立                 |           |           |             |               |                 | 1,600,000     | △1,600,000 | -         |        | -          |
| 剰余金の配当                  |           |           |             |               |                 |               | △200,759   | △200,759  |        | △200,759   |
| 当期純利益                   |           |           |             |               |                 |               | 1,718,492  | 1,718,492 |        | 1,718,492  |
| 自己株式の取得                 |           |           |             |               |                 |               |            |           | △2,090 | △2,090     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |             |               |                 |               |            |           |        |            |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -           | -             | -               | 1,600,000     | △82,266    | 1,517,733 | △2,090 | 1,515,642  |
| 平成26年12月31日残高           | 2,158,000 | 2,083,251 | 2,083,251   | 89,928        | 200,000         | 4,127,000     | 1,872,760  | 6,289,689 | △8,627 | 10,522,312 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |               |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------|---------------|------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 | 評 価 差 額 等 合 計 |            |           |
| 平成26年1月1日残高             | 1,305,948               | 1,735,632     | 3,041,580     | 12,048,251 |           |
| 事業年度中の変動額               |                         |               |               |            |           |
| 別途積立金の立                 |                         |               |               | -          |           |
| 剰余金の配当                  |                         |               |               | △200,759   |           |
| 当期純利益                   |                         |               |               | 1,718,492  |           |
| 自己株式の取得                 |                         |               |               | △2,090     |           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △142,040                | -             | △142,040      | △142,040   |           |
| 事業年度中の変動額合計             | △142,040                | -             | △142,040      | 1,373,601  |           |
| 平成26年12月31日残高           | 1,163,908               | 1,735,632     | 2,899,540     | 13,421,852 |           |



## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式----移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの----決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの----移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

時価法

#### (3) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品----総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産-----定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建リース資産を除く）物附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 22年～38年

機械及び装置 9年

無形固定資産-----定額法。なお、自社利用のソフトウェアについて（リース資産を除く）は、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産-----リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 投資評価引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態および経営成績等を勘案した必要額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、当社の執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入する複数事業主制度の「兵庫ゴム工業厚生年金基金」は、平成26年6月18日開催の代議員会により、「特例解散申請」の決議を行い、平成26年6月27日に厚生労働省に対して「特例解散認可」を申請しました。その後、同基金から「特例解散認可」申請における当社負担額の通知を受けました。これにより、当事業年度において、厚生年金基金解散損失467,580千円（特別損失）を計上しており、前事業年度に計上した年金資産消失損453,684千円（特別損失）と合わせ、921,264千円を退職給付引当金として一括計上しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる事項

#### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理の方法は税抜方式によっております。

### (貸借対照表関係)

#### 1. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

##### 担保資産

|        |              |
|--------|--------------|
| 建物     | 874,316 千円   |
| 構築物    | 62,676       |
| 機械及び装置 | 936,395      |
| 土地     | 2,772,560    |
| 合計     | 4,645,948 千円 |

##### 担保付債務

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 長期借入金              | 2,656,072 千円 |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) |              |

2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年12月31日

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 2,958,598千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

なお、当該事業用土地の平成26年12月31日における時価の合計額は1,652,761千円であり、再評価後の帳簿価額の合計を1,305,837千円下回っております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は12,307,311千円であります。

4. 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入金等に対し保証を行っております。

| 会 社 名                 | 内 容         | 金 額 (千円) |
|-----------------------|-------------|----------|
| 青山工業(株)               | 借 入 金       | 67,200   |
| ニチリン ユー・ケー・リミテッド      | 関 税 ・ リ ー ス | 48,716   |
| ニチリン ベトナム カンパニー リミテッド | リ ー ス       | 61,191   |
| ピーティール ニチリン インドネシア    | リ ー ス       | 89,106   |

5. 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形 35,434千円

6. 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に関するものは次のとおりであります。

短期金銭債権 4,318,866千円  
短期金銭債務 878,136千円  
長期金銭債権 216,954千円

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金枠を確保し、資金調達の機動性と安定性を高めるため、取引金融機関との間で当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末の当座貸越契約および貸出コミットメント契約は以下のとおりであります。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出 | 2,900,000千円 |
| コミットメントの総額  |             |
| 借入実行残高      | —           |
| 差引額         | 2,900,000千円 |

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約(契約総額500,000千円)には財務制限条項がついており、貸借対照表(連結ベースおよび単体ベース)の純資産の部の金額が、平成25年12月決算期末日における貸借対照表(連結ベースおよび単体ベース)の純資産の部の金額の70%未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

(損益計算書関係)

関係会社との取引高は次のとおりであります。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 売上高       | 11,151,664千円 |
| 仕入高       | 4,155,649千円  |
| 営業取引以外の取引 | 1,046,804千円  |

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当期末株式数  |
|-------|---------|
| 普通株式  | 14,639株 |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

平成26年12月31日現在

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 賞与引当金        | 37,722千円  |
| 退職給付引当金      | 1,353,477 |
| 未払確定拠出年金掛金   | 62,102    |
| 役員退職慰労引当金    | 56,347    |
| 投資評価引当金      | 7,832     |
| 投資有価証券       | 11,681    |
| 関係会社株式       | 26,700    |
| 貸倒引当金        | 2,492     |
| 減価償却費        | 26,465    |
| その他          | 54,238    |
| 繰延税金資産小計     | 1,639,059 |
| 評価性引当額       | △60,153   |
| 繰延税金資産合計     | 1,578,905 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △643,402  |
| 繰延税金負債合計     | △643,402  |
| 繰延税金資産の純額    | 935,503   |

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、当社における平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については前事業年度の38.0%から35.6%に変更されています。

なお、この税率変更による計算書類への影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                         | 議決権の<br>所有割合<br>(%)      | 関連当事者<br>との関係        | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円)<br>(注3) | 科目        | 期末残高<br>(千円)<br>(注3) |
|-----|--------------------------------|--------------------------|----------------------|---------------|----------------------|-----------|----------------------|
| 子会社 | ニチリン テネ<br>シー インク              | 所有<br>直接 69.4<br>間接 30.6 | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任 | 製品の販売<br>(注1) | 3,283,052            | 売掛金       | 1,125,785            |
|     |                                |                          |                      | 資金の貸付<br>(注2) | 329,070              | 短期貸<br>付金 | 361,590              |
| 子会社 | ニチリンフレ<br>ックス ユー・エ<br>ス・エー インク | 所有<br>直接 100.0           | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任 | 製品の販売<br>(注1) | 1,127,546            | 売掛金       | 317,001              |
| 子会社 | ニチリン ベト<br>ナム カンパニ<br>ー リミテッド  | 所有<br>直接 86.7<br>間接 13.3 | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任 | 製品の販売<br>(注1) | 1,491,954            | 売掛金       | 411,547              |
|     |                                |                          |                      | 資金の貸付<br>(注2) | 368,352              | 短期貸<br>付金 | 144,636              |
|     |                                |                          |                      |               |                      | 長期貸<br>付金 | 216,954              |
| 子会社 | ニチリン ユー・<br>ケー・リミテッド           | 所有<br>直接 100.0           | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼任 | 製品の販売<br>(注1) | 996,945              | 売掛金       | 389,973              |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付金利については、市場金利を勘案して設定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 取引金額および期末残高は消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 1,215.70円

1株当たり当期純利益 155.63円

(注) 1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月12日

株式会社 ニチリン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 和田朝喜<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西方実<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチリンの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年2月12日

株式会社 ニチリン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 和田朝喜 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西方実  | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリンの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月13日

株式会社ニチリン 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 黒田茂雄 | 印 |
| 監査役   | 梶原正  | 印 |
| 社外監査役 | 後藤伸一 | 印 |
| 社外監査役 | 小野浩昭 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

###### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき 金10円 総額 110,403,610円

(ご参考) 中間配当を含めた第131期の年間配当は、1株につき金22円となります。

###### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月27日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、安定配当の実施や今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

###### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,400,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,200,000,000円

製品保証準備金 200,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、平成27年度に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づく取締役の責任免除ならびに取締役および監査役の責任限定契約に係る規定を新設するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日までは現会社法に基づく変更とするため、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、第29条および附則第1条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 当社は、執行役員制度を導入しておりますが、業務執行を行う執行役員と重要事項の決定と業務執行の監督を行う取締役の役割を定款上も明確

化するため、執行役員に関する規定の新設ならびにその他関連する規定につき、文言の修正・削除、条数の繰り下げを行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第13条 (条文省略)<br/>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第28条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第13条 (現行のとおり)<br/>(株主総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差し支えがあるとき<u>または欠員のときは</u>、取締役会であらかじめ定めた順序により、<u>代行者が株主総会の議長となる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行のとおり)</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会</u>および執行役員</p> <p>第18条～第20条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を<u>選定する。</u></p> <p>第22条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役会長に差し支えがあるとき<u>または欠員のときは</u>、取締役会であらかじめ定めた順序により、<u>代行者が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第28条 (現行のとおり)</p> |

| 現 行 定 款         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)            | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| (新設)            | <p>(執行役員)</p> <p>第30条 取締役会の決議により、執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p>2. 取締役会の決議により、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を選定する。</p>                                                                                                                                                                  |
| 第29条～第38条（条文省略） | 第31条～第40条（現行のとおり）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (新設)            | <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                                                                                                                             |
| 第39条～第45条（条文省略） | 第42条～第48条（現行のとおり）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (新設)            | <p>附則</p> <p>(取締役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 第29条第2項は、「<u>会社法の一部を改正する法律</u>」（平成26年法律第90号）の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。</p>                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p><u>第29条</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 第41条は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日をもって効力を発生するものとし、効力発生までは次のとおりとする。</p> <p><u>第41条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条、第2条および本条の規定は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日をもって削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | しみず よしお<br>清水 良雄<br>(昭和26年1月27日生)   | 昭和48年4月 当社入社<br>平成9年3月 当社取締役<br>4月 ニチリン インク代表取締役社長<br>平成14年3月 当社代表取締役専務<br>平成15年3月 当社代表取締役社長 [現任]<br>平成22年3月 当社グローバル戦略室担当 [現任]<br>平成25年3月 当社経営企画部担当 [現任]                                                                 | 30,340株        |
| 2     | まえだ りゅういち<br>前田 龍一<br>(昭和33年5月11日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成15年12月 当社生産本部長 [現任]<br>平成16年3月 当社取締役<br>当社モノ造り改善チームリーダー<br>当社品質保証部担当 [現任]<br>平成18年12月 当社海外本部長<br>平成19年3月 当社常務取締役<br>平成22年12月 当社情報システム部担当 [現任]<br>平成25年3月 当社代表取締役 [現任]<br>当社常務執行役員 [現任]<br>北南米地域総括 [現任] | 14,680株        |
| 3     | まつだ まさゆき<br>松田 眞幸<br>(昭和30年3月13日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成13年3月 当社取締役 [現任]<br>平成15年12月 当社営業副本部長<br>平成16年3月 当社営業本部長 [現任]<br>平成17年3月 当社常務取締役<br>平成25年3月 当社常務執行役員 [現任]<br>欧州地域総括 [現任]                                                                               | 29,370株        |
| 4     | おいけ さとし<br>小池 聡<br>(昭和29年2月12日生)    | 昭和51年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行)入行<br>平成16年11月 同行 与信企画部付参事役<br>みずほ債権回収㈱出向<br>平成17年3月 みずほ債権回収㈱専務取締役<br>平成21年4月 当社顧問<br>平成22年3月 当社取締役 [現任]<br>当社経理部担当 [現任]<br>当社原価管理室担当 [現任]<br>平成23年3月 当社内部統制推進室担当 [現任]                           | 5,590株         |
| 5     | すずき かずのぶ<br>鈴木 一誠<br>(昭和21年7月26日生)  | 平成元年6月 太陽鉱工㈱取締役副社長<br>平成3年3月 当社取締役 [現任]<br>6月 太陽鉱工㈱代表取締役社長 [現任]<br>平成4年6月 日本精化㈱社外取締役 [現任]<br>平成8年6月 東邦金属㈱社外取締役<br>(重要な兼職の状況)<br>太陽鉱工㈱ 代表取締役社長<br>日本精化㈱ 社外取締役                                                             | 16,500株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | もりかわ りょういち<br>※森川 良一<br>(昭和29年6月21日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成7年10月 当社神戸営業部長<br>平成13年4月 当社品質管理部長<br>平成14年7月 上海日輪汽車配件有限公司総経理<br>平成22年3月 当社総務部長 [現任]<br>平成23年3月 当社取締役<br>当社経営企画部担当<br>ニチン・サービス㈱代表取締役社長 [現任]<br>日輪橡塑工業(上海)有限公司董事長 [現任]<br>平成25年3月 当社上席執行役員 [現任]<br>(重要な兼職の状況)<br>ニチン・サービス㈱代表取締役社長<br>日輪橡塑工業(上海)有限公司董事長 | 12,540株    |

- (注) 1. 取締役候補者森川良一氏は、ニチン・サービス㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は当該会社と保険取引、生産委託の関係があります。また、日輪橡塑工業（上海）有限公司の董事長（代表取締役）を兼務しており、当社は当該会社との間に部品の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木一誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木一誠氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な知識・経験を有し、取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に行っていると判断したためであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって24年であります。
4. 本議案において、鈴木一誠氏が選任され、就任した場合、第2号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. ※印は新任の候補者であります。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役梶原 正氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| はしもと すすむ<br>橋本 進<br>(昭和28年8月8日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成15年3月 当社取締役 [現任]<br>平成16年3月 当社購買本部長兼購買部長<br>平成18年12月 当社購買本部長<br>平成19年3月 当社常務取締役<br>当社技術本部長 [現任]<br>平成21年3月 当社購買本部長 [現任]<br>平成25年3月 当社常務執行役員 [現任] | 15,590株        |

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 本議案において、橋本 進氏が選任され、就任した場合、第2号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行日以降に締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第5号議案 取締役の業績連動報酬改定の件

当社の取締役の報酬は、平成19年3月29日開催の第123期定時株主総会において、固定報酬(月額1,500万円以内)と業績連動報酬の合計額とし、業績連動報酬の支給総額の算定方法、支給条件をご承認いただき、平成25年3月27日開催の第129期定時株主総会において各取締役の配分方法については、機動的に決定できるように取締役会の決議にご一任いただくことをご承認いただき現在に至っております。

今般、取締役の報酬体系をより業績に連動させるため、業績連動報酬の支給要領を次のとおり変更させていただきたく存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしてご承認いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は6名(うち社外取締役1名)となります。

### 【業績連動報酬の支給要領】

#### (1) 支給総額の算定方法

業績連動報酬の総額の計算の基礎額は、連結当期純利益として次の計算式により算定する。ただし、その上限は1億円とする。

(百万円未満切捨て)

| A＝連結純利益の額                    | 支給総額の計算方法               |
|------------------------------|-------------------------|
| ①基礎額 (A)が"5億円"以上"10億円"未満の場合  | 15百万円+ (A-5億円) ×2.5%    |
| ②基礎額 (A)が"10億円"以上"15億円"未満の場合 | 27.5百万円+ (A-10億円) ×3.0% |
| ③基礎額 (A)が"15億円"以上"20億円"未満の場合 | 42.5百万円+ (A-15億円) ×3.5% |
| ④基礎額 (A)が"20億円"以上"25億円"未満の場合 | 60百万円+ (A-20億円) ×4.0%   |
| ⑤基礎額 (A)が"25億円"以上の場合         | 80百万円+ (A-25億円) ×4.5%   |

#### (2) 支給の条件

単体当期純利益2億円以上かつ連結当期純利益5億円以上を計上しているときならびに中間、期末とも配当を実施しているときに支給する。ただし、剰余金の配当額や経営状況により、支給総額を減額することができる。

#### (3) 各取締役への配分方法

取締役会の決議によって決定する。ただし、社外取締役および非常勤取締役には支給しない。

**第6号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって退任される取締役橋本 進氏および監査役梶原 正氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における内規および慣行の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名               | 略歴                                                             |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| はしもと すすむ<br>橋本 進 | 平成15年3月 当社取締役<br>平成19年3月 当社常務取締役<br>平成25年3月 当社取締役常務執行役員（現在に至る） |
| かじはら ただし<br>梶原 正 | 平成23年3月 当社常勤監査役<br>平成25年3月 当社監査役（現在に至る）                        |

また、当社は、平成27年2月17日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任されます取締役5名および在任中の監査役3名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社における内規および慣行の範囲内で打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時とし、具体的金額、方法等については、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                 | 略歴                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------|
| しみず よしお<br>清水 良雄   | 平成9年3月 当社取締役<br>平成14年3月 当社代表取締役専務<br>平成15年3月 当社代表取締役社長（現在に至る）    |
| まえだ りゅういち<br>前田 龍一 | 平成16年3月 当社取締役<br>平成19年3月 当社常務取締役<br>平成25年3月 当社代表取締役常務執行役員（現在に至る） |
| まつだ まさゆき<br>松田 眞幸  | 平成13年3月 当社取締役<br>平成17年3月 当社常務取締役<br>平成25年3月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）   |
| おいけ さとし<br>小池 聡    | 平成22年3月 当社取締役（現在に至る）                                             |
| すずき かずのぶ<br>鈴木 一誠  | 平成3年3月 当社社外取締役（現在に至る）                                            |
| くろだ しげお<br>黒田 茂雄   | 平成25年3月 当社常勤監査役（現在に至る）                                           |
| ごとう しんいち<br>後藤 伸一  | 平成18年3月 当社監査役（現在に至る）                                             |
| おの ひろあき<br>小野 浩昭   | 平成24年3月 当社監査役（現在に至る）                                             |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 神戸市中央区江戸町91番地 1  
神戸銀行倶楽部 2階会議室  
電話 078-331-2766

交通 J R西日本三ノ宮駅 西出口より南側へ徒歩約8分

